

デザイン優先審査申請に関する告示

特許庁告示第 2016-23 号、2016.8.29. 一部改正

第 1 条(目的) この告示は、「デザイン保護法」第 61 条、「デザイン保護法施行令」第 6 条及び「デザイン保護法施行規則」第 57 条によるデザイン優先審査の申請に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条(用語の定義) この告示で使う用語の定義は次のとおりである。

1. “出願”とは、デザイン登録出願及び国際デザイン登録出願をいう。
2. “第 3 者”とは、出願をしていない者であって該当デザインに関する実施の許諾を受けていない者をいう。

第 3 条(優先審査の申請者) 出願がある時には誰でも特許庁長にその出願について優先審査を申請することができる。ただし、第 4 条第 2 号二目による出願は国家または該当地方自治団体(国公立学校の中に設置された技術移転・事業化専担組織を含む)のみ優先審査を申請することが出来る

第 4 条(優先審査の申請対象) 優先審査の申請対象は出願時又は出願中にある出願として次のいずれか一つに該当する出願にする。

1. 出願公開(国際デザイン登録出願の場合国際登録公開)後、デザイン登録出願人でない者が出願されたデザインを業として実施していると認められる場合
2. 「デザイン保護法施行令」第 6 条で定める出願として緊急処理が必要と認められる次の各目のいずれか一つに該当する場合
 - イ. 防衛産業分野の出願として「防衛事業法」第 34 条、同法施行令第 39 条、同法施行規則第 27 条及び第 28 条による防産物資に関する出願
 - ロ. 緑色技術「温室ガス減縮技術、エネルギー利用効率化技術、清浄生産技術、清浄エネルギー技術、資源循環及び親環境技術(関連融合技術を含む)等社会・経済活動の全過程にわたりエネルギーと資源を節約して効率的に使用して温室ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術をいう」と直接関連した出願
 - ハ. 輸出促進と直接関連した出願
 - ニ. 国家または地方自治団体の職務に関する出願(「高等教育法」による国公立学校の職務に関する出願として「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項により国公立学校に設置された技術移転・事業化に関する業務を専担する専担組織が出した出願を含む)
 - ホ. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 25 条によりベンチャー企業確認を受けた企業の出願
 - ヘ. 「中小企業技術革新促進法」第 15 条により技術革新型中小企業に選定された企業の出願
 - ト. 「発明振興法」第 11 条の 2 により職務発明補償優秀企業に選定された企業の出願。または「発明振興法」第 24 条の 2 により知識財産経営認証を受けた企業の出願
 - チ. 「産業デザイン振興法」第 6 条によりデザインが優秀な商品に選定された商品に関する出願
 - リ. 国家の新技术開発支援事業の結果物に関するものであって次のいずれか一つに該当する出願

- (1) 「産業技術革新促進法」第 2 条による産業技術革新事業
- (2) 「中小企業技術革新促進法」第 10 条第 1 項による技術革新事業
- (3) 「エネルギー法」第 12 条によるエネルギー技術開発事業
- (4) 「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」第 11 条による新・再生エネルギー技術開発事業
- (5) 「産業融合促進法」第 24 条による産業融合事業
- (6) 「情報通信産業振興法」第 8 条による情報通信技術開発事業
- (7) 「科学技術基本法」第 11 条による国家研究開発事業
- (8) 「1 人創造企業育成に関する法律」第 11 条第 1 項による 1 人創造企業技術開発事業
- (9) その他国家が遂行する新技術開発支援事業

ヌ. 国家の品質認証事業の結果物に関するものであって次のいずれか一つに該当する出願

- (1) 「産業技術革新促進法」第 16 条及び同法施行令第 18 条により新製品の認証を受けた製品に関する出願
- (2) 「産業融合促進法」第 13 条及び同法施行令第 14 条により産業融合新製品の適合性の認証を受けた製品に関する出願

する出願

- (3) その他国家が遂行する品質認証事業の結果物に関する出願

ル. 条約による優先権主張の基礎となる出願(該当出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁でデザインに関する手続が進行中のもののみ該当する)

ヲ. デザイン登録出願人が出願されたデザインを実施しているかまたは実施を準備中に出願

ワ. 電子取引と直接関連された出願

カ. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合議した出願

コ. 優先審査申請をしようとする者が出願されたデザインに関して「デザイン保護法」第 59 条による専門機関(以下“専門機関”という)の中で次のいずれか一つに該当する機関に先行デザイン調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するようその専門機関に要請した出願(該当専門機関が優先審査申請後 1 ヶ月以内に別紙第 1 号書式の優先審査用先行デザイン調査結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する)

- (1) 財団法人韓国特許情報院
- (2) (株) ウィッス

第 5 条(優先審査の申請手続き) ①優先審査の申請者は、次の各号の手続きによって優先審査の申請をしなければならない。

1. 優先審査の申請者は、「特許法施行規則」別紙第 22 号書式の優先審査申請書に次の各目の書類・見本かその他の物件(その根拠となる物件がある場合のみ該当する)を添付して特許庁長に提出しなければならない。

イ. 別紙第 2 号書式のデザイン優先審査申請説明書 1 通(別表による優先審査の申請に関する証憑書類添付)

ロ. 代理人によって手続きをする場合、その代理権を証明する書類 1 通

2. 優先審査の申請者は、特許庁が付与した受付番号を納付者番号にして受付番号の付与を受けた日の翌日まで「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式によって優先審査申請料を納付しなければならない。

②第 1 項第 1 号による優先審査申請書を補完しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書に、書類(見本、物件)を添付して提出しなければならない。ただし、電子文書で提出が可能な場合には、「特許・実用新案優先審査の申請に関する告示」別紙第 1 号書式の優先審査申請関連書類提出書に該当の書類を添付して提出することができる。

第6条(優先審査申請説明書の作成) ①第4条第1号による出願について優先審査を申請しようとする者は、デザイン登録出願されたデザインを出願人でない者が実施している状況を別紙第2号書式のデザイン優先審査申請説明書に具体的に記載しなければならない。

②第4条第2号ヨ目による出願のことを理由に優先審査を申請する場合には「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に先行デザイン調査依頼された出願であることを表示し、依頼機関及び依頼日付を書くことによって第5条第1項第1号イ目によるデザイン優先審査申請説明書に代えることができる。

第7条(優先審査申請の特例) 複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合にはデザイン全部に対して優先審査を申請しなければならない。

第8条(再検討期限) 「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、この告示について2017年1月1日基準で毎3年になる時点(毎3年目の12月31日までをいう)毎に法令が現実と件の変化等を検討してこの告示の廃止、改正等の措置をしなければならない。

付 則 <第2016-23号、2016.8.29>

この告示は、2016年10月1日から施行する。